

令和7年度 外国人技能実習制度に基づく 外国人介護実習生の受入れ支援事業のご案内

概要

外国人技能実習制度に基づく実習実施者が、技能実習生の日本語学習や介護分野の専門知識の学習等に要する経費を負担する場合に、経費の一部を補助します。

対象者

都内の高齢者福祉施設で介護職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者
※技能実習生は入国1～3年目（技能実習1号及び2号）の者が対象

対象期間

令和7年度において、技能実習生が受入施設で就労した期間のうち、就労開始日から技能実習評価試験(専門級)の前日までの期間

対象経費

対象経費

※監理団体が実施する入国後講習に係る経費は対象外

- 日本語学習にかかる経費（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）
※日本語能力試験N3相当の検定又は技能実習で提供するサービスの質をより高めるために行う学習に必要な範囲
- 介護分野の専門知識の学習にかかる経費（介護職員初任者研修受講料等）
※第2号技能実習又は第3号技能実習への移行のための技能実習評価試験に必要な範囲

経費の例

- 講師への謝金
- 講習会の受講料
- 講習会会場への交通費
- 教育教材費
- インターネット回線使用料
- 学習に使用する備品・消耗品の購入費

補助率・基準額

補助率 1/2

基準額 技能実習生1人当たり、67万円に事業月数を乗じた額を12月で除した額
※事業月数の算定方法は交付要綱「基準額の算定における事業月数の考え方」をご確認下さい。

スケジュール

令和7年9月	10月	11月	令和8年2月	3月	4月	5月
		交付申請	交付決定		実績報告	交付

※スケジュールは今後変更になる可能性があります。

問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部
介護人材養成室 外国人介護人材担当
TEL: 03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30
HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※事業の詳細(補助要件等)や申請書様式は、上記HPに掲載する予定です。

